

市川市斎場整備運営等事業 設計・建設工事請負仮契約書(案) 新旧対照表

No.	条	項	号	項目名	新	旧
1	18	2		設計業務の実施	…(省略)…発注者に提出し、発注者の書面による承諾を得なければならない。	…(省略)…現場代理人を通じて発注者に提出し、発注者の書面による承諾を得なければならない。
2	18	3		設計業務の実施	…(省略)…速やかにその変更案を作成して、発注者に提出し、その内容について発注者の書面による承諾を得なければならない。	…(省略)…速やかにその変更案につき現場代理人を通じて発注者に提出し、その内容について発注者の書面による承諾を得なければならない。
3	22			設計業務管理技術者	※同条において、第2項を除き、旧で記載した「受注者」は「設計企業」に改めます。	—
4	23			照査技術者	※同条において、旧で記載した「受注者」は「設計企業」に改めます。	—
5	24			管理技術者等に対する措置請求	※同条において、旧で記載した「受注者」は「設計企業」に改めます。	—
6	25			設計業務に係る貸与品等	※同条において、旧で記載した「受注者」は「設計企業」に改めます。	—
7	26			条件の変更等	※同条において、第5項を除き、旧で記載した「受注者」は「設計企業」に改めます。	—
8	28	1		建設業務の実施	建設企業及び火葬炉企業(以下この章において「建設企業等」という)は、要求水準書等及び事業提案書並びに実施設計図書に従い、建設工事期間において、自らの責任及び費用負担に基づき建設業務を行うものとし、建設業務に関する一切の責任を負担する。なお、建設業務のうちの火葬炉設置業務については、火葬炉企業が、受注者間で事前に十分な調整を行った上で、自らの責任及び費用負担に基づき業務を行うものとし、火葬炉設置業務に関する一切の責任を負担する。	受注者は、要求水準書等及び事業提案書並びに実施設計図書に従い、建設工事期間において、自らの責任及び費用負担に基づき建設業務を行うものとし、建設業務に関する一切の責任を負担する。なお、建設業務のうちの火葬炉設置業務については、火葬炉企業が、受注者との間で事前に十分な調整を行った上で、自らの責任及び費用負担に基づき業務を行うものとし、火葬炉設置業務に関する一切の責任を負担する。
9	28	2		建設業務の実施	建設企業等は、建設業務に着手する前に、要求水準書等及び事業提案書に従い、建設業務に関する業務実施体制表及び建設業務のスケジュール等の内容を含む発注者が合理的に満足する様式・内容の施工計画書を作成して、発注者に提出し、発注者の書面による承諾を得なければならない。	受注者は、建設業務に着手する前に、要求水準書等及び事業提案書に従い、建設業務に関する業務実施体制表及び建設業務のスケジュール等の内容を含む発注者が合理的に満足する様式・内容の施工計画書を作成して、現場代理人を通じて 発注者に提出し、発注者の書面による承諾を得なければならない。
10	28	3		建設業務の実施	建設企業等は、前項の業務実施体制表及び施工計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかにその変更案につき発注者に提出し、その内容について発注者の書面による承諾を得なければならない。	受注者は、前項の業務実施体制表及び施工計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかにその変更案につき現場代理人を通じて発注者に提出し、その内容について発注者の書面による承諾を得なければならない。
11	28	5		建設業務の実施	工事に遅延が生じ、発注者又は建設企業等に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。 (1)発注者の責めに帰すべき事由(ただし、建設企業等がこれを知りながら告げなかった事由を除く。)により、工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、発注者は、建設企業等と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。 (2)不可抗力により工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第58条の規定に従う。 (3)前二号以外の事由により増加費用又は損害が発生した場合、建設企業等は、当該増加費用又は当該損害を負担する。	工事に遅延が生じ、発注者又は受注者に増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。 (1)発注者の責めに帰すべき事由(ただし、受注者がこれを知りながら告げなかった事由を除く。)により、工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、発注者は、受注者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。 (2)不可抗力により工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、第58条の規定に従う。 (3)前二号以外の事由により増加費用又は損害が発生した場合、受注者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。

No.	条	項	号	項目名	新	旧
12	29			建設業務監理技術者等	※同条において、第2項を除き、旧で記載した「受注者」は「建設企業等」に改めます。	—
13	30			工事関係者に関する措置請求	※同条において、旧で記載した「受注者」は「建設企業等」に改めます。	—
14	31			工事材料の品質及び検査等	※同条において、旧で記載した「受注者」は「建設企業等」に改めます。	—
15	32			監督職員の立会い及び工事記録の整備等	※同条において、旧で記載した「受注者」は「建設企業等」に改めます。	—
16	33			建設業務に係る支給材料及び貸与品	※同条において、旧で記載した「受注者」は「建設企業等」に改めます。	—
17	34			工事用地の確保等	※同条において、旧で記載した「受注者」は「建設企業等」に改めます。	—
18	35			設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	※同条において、旧で記載した「受注者」は「建設企業等」に改めます。	—
19	36			条件の変更等	※同条において、旧で記載した「受注者」は「建設企業等」に改めます。	—
20	37			要求水準書等の変更	※同条において、旧で記載した「受注者」は「建設企業等」に改めます。	—
21	39			臨機の措置	※同条において、旧で記載した「受注者」は「建設企業等」に改めます。	—
22	41	2		工事監理業務の実施	工事監理企業は、工事監理業務に着手する前に、要求水準書等及び事業提案書に従い、工事監理業務に関する業務実施体制表及び工事監理業務のスケジュール等の内容を含む発注者が合理的に満足する様式・内容の工事監理業務計画書を作成して、 発注者に提出し 、発注者の書面による承諾を得なければならない。	工事監理企業は、工事監理業務に着手する前に、要求水準書等及び事業提案書に従い、工事監理業務に関する業務実施体制表及び工事監理業務のスケジュール等の内容を含む発注者が合理的に満足する様式・内容の工事監理業務計画書を作成して、現場代理人を通じて発注者に提出し、発注者の書面による承諾を得なければならない。
23	41	3		工事監理業務の実施	工事監理企業は、前項の業務実施体制表及び工事監理業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかにその変更案につき 発注者に提出し 、その内容について発注者の書面による承諾を得なければならない。	工事監理企業は、前項の業務実施体制表及び工事監理業務計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかにその変更案につき現場代理人を通じて発注者に提出し、その内容について発注者の書面による承諾を得なければならない。
24	43	2		解体業務の実施	建設企業は、解体業務に着手する前に、要求水準書等及び事業提案書に従い、解体業務に関する業務実施体制表及び解体業務のスケジュール等の内容を含む発注者が合理的に満足する様式・内容の施工計画書を作成して、 発注者に提出し 、発注者の書面による承諾を得なければならない。	建設企業は、解体業務に着手する前に、要求水準書等及び事業提案書に従い、解体業務に関する業務実施体制表及び解体業務のスケジュール等の内容を含む発注者が合理的に満足する様式・内容の施工計画書を作成して、現場代理人を通じて発注者に提出し、発注者の書面による承諾を得なければならない。
25	43	3		解体業務の実施	建設企業は、前項の業務実施体制表及び施工計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかにその変更案につき 発注者に提出し 、その内容について発注者の書面による承諾を得なければならない。	建設企業は、前項の業務実施体制表及び施工計画書の内容を変更しようとする場合は、速やかにその変更案につき現場代理人を通じて発注者に提出し、その内容について発注者の書面による承諾を得なければならない。